

ニホンジカわな捕獲推進体制整備事業費補助金交付要綱

制定 平成25年3月27日 み自第2643号

(趣旨)

第1条 知事は、ニホンジカの有効活用に適したわな捕獲を推進するため、市町村が行うわな捕獲体制を整備する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助額)

第2条 この事業の対象となるのは、市町村が行うわな捕獲体制を整備する事業とする。
2 補助対象経費、事業主体及び補助率は別表1のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業箇所位置図
2万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。
- (4) その他、知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容の変更(別表1に定める軽微な変更を除く。)又は中止、廃止をしようとする場合においては、変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 知事は、第1項各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

(財産の処分の制限)

第5条 市町村は、取得財産等については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別表2に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

- 2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する部分を原則として返還させるものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定に基づき、実績報告書（様式第6号）に次の各号の書類を添えて、事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）事業明細書（様式第7号）
- （2）収支精算書（様式第8号）
- （3）事業箇所位置図
- （4）その他、知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとする市町村は、補助金概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（帳簿等の保存）

第8条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類については整備のうえ、補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（書類の提出）

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各2部とし、山梨県森林環境部みどり自然課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第2条） ニホンジカわな捕獲推進体制整備事業の補助対象経費等

対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
わな捕獲体制整備事業	<p>わな捕獲体制を整備するために必要なわなの購入及び検討会・講習会の開催に要する以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費（講師謝金） 2 旅費（講師旅費） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） 4 役務費（通信運搬費、保険料等） 5 備品購入費（1件あたり3万円以上の物品の購入） 	当該経費の2分の1以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の各費目間においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

別表2（第5条関係）財産処分制限期間

種類	構造	財産処分制限期間（年）
わな捕獲体制整備事業に用いるわな	主として金属製のもの	15

様式第1号（第3条関係）

番
平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名
印

ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金交付申請書

平成 年度において、ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業を実施したいので、ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- | | | | |
|---|-----------|----------|---|
| 1 | 事業種目 | | |
| 2 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 事業計画書 | 別紙のとおり | |
| 4 | 収支予算書 | 別紙のとおり | |
| 5 | 事業箇所位置図 | 別添のとおり | |
| 6 | 事業完了予定年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 7 | その他関係資料 | | |

様式第2号 (第3条関係)

ニホンジカわな捕獲推進体制整備事業計画 (明細) 書

区 分	事 業 内 容	事 業 費
計		

事業完了 平成 年 月 日

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

様式第4号（第4条関係）

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名
印

ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

1 変更（中止、廃止）理由

2 変更事項

（様式第2号、3号により変更後の事項を記載するとともに、上段に変更前の事項を
かっこ書きにすること）

様式第5号（第5条関係）

番 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名

印

ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年度ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第6号（第6条関係）

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名
印

ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったニホンジカワな捕獲
推進体制整備事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

- | | | | |
|---|-------------|----------|---|
| 1 | 事業種目 | | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金概算払済額 | 金 | 円 |
| 4 | 事業明細書 | 別紙のとおり | |
| 5 | 収支精算書 | 別紙のとおり | |
| 6 | 事業実施位置図 | 別添のとおり | |
| 7 | 契約書、検収調書の写し | | |
| 8 | 事業完了年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 9 | その他関係資料 | | |

第7号様式（第6条関係）

ニホンジカわな捕獲推進体制整備事業明細書

区 分	事 業 内 容	事 業 費

第8号様式（第6条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
合 計				

第9号様式（第7条関係）

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
市町村名
代表者 印

ニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったニホンジカワな捕獲推進体制整備事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別（当座・普通）
口座名 No.